

## 学長の任期の特例に関する規程

平成 21 年 3 月 5 日 規程第 146 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学長の任期に関する規程（平成 20 年規程第 143 号。以下「任期規程」という。）第 2 条に規定する学長の任期について特例を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 前任の学長が欠けたことにより任命される学長の任期に対する任期規程第 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「4 年」とあるのは「4 年に前任者の残任期間のうち理事長が定める期間を加えた期間」と、同条第 2 項中「6 年」とあるのは「6 年に前項の理事長が定める期間を加えた期間」とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 5 日から施行し、この規程の施行後に最初に任命される学長に適用する。